

啓源会計士事務所株式会社

香港クントン巧明街111号富利広場21階2101-05室

電話: +852 2341 1444 メール: info@kaizencpa.com

中国深セン 深セン市羅湖区 

中国上海 上海市徐匯区 中国北京 北京市東城区

郵便番号: 069538 電話: +886 2 2711 1324 電話: +65 6438 0116

郵便番号: 10013

# オハイオ州会社コンプライアンス及び維持ガイド

オハイオ州で設立されたすべての会社の日常的な運営管理は、オハイオ州会社法に従わなければなり ません。本ガイドは、会社運営のコンプライアンス要求を簡単に紹介することを目的としています。

第 1 節では、米国オハイオ州会社が従わなければならない基本維持及びコンプライアンス要求を紹介し ます。要求とは、登録住所及び登録代理人、およびビジネスライセンス更新を含みます。

第2節では、法人所得税(連邦法人所得税及び州商業活動税)の申告を紹介します。

第3節では、オハイオ州の売上税申告要求及び税率を紹介します。

第4節では、給与税及び関連サービス(連邦、州給与税申告及び外国人の米国源泉所得の所得税源泉 徴収サービスを含む)を紹介します。すべての米国会社は税法のコンプライアンス要求を満たすために 時間通りに税務申告を行わなければなりません。

第 5 節では、外国(米国以外)銀行及び金融口座の申告を紹介します。米国外の外国金融口座を保有 する場合、毎年適時に IRS に申告する必要があります。

第 6 節では、財務諸表サービス(会計記帳サービスと年次財務諸表監査サービスに分ける)を紹介しま す。

第 7 節では、当事務所が提供できる米国オハイオ州会社の年次更新及び維持サービスと費用をまとめ ます。本稿に記載している費用は参考用の概算金額であり、最終費用は実際の状況によります。

本ガイドはオハイオ州と米国法律の会社に対するあらゆるコンプライアンス要求をカバーするものでは ありません。本ガイドに含まれていない部分に興味がありましたら、当事務所の公認会計士までお問い 合わせください。

# 1. 年次更新要求

## 1.1 登録住所と登録代理人

オハイオ州の法律によると、あらゆる会社は、会社に代わって法律文書を受け取るオハイオ州 における登録代理人を有しなければならず、かつ当該登録代理人はオハイオ州の物理的な住 所を有しなければなりません。啓源は、あなたの会社の登録代理人としてのオハイオ州会社、 あなたの会社の登録住所としてのオハイオ州の住所、及び日常維持・更新サービスを提供す ることができます。

# 1.2 ビジネスライセンス更新

オハイオ州会社は一つまたは複数の規制業務に従事するために連邦・州政府が発行するビジ ネスライセンス・許可証を持っている場合、毎年当該ライセンス・許可証を更新しなければなり ません。

#### 2. 法人所得税申告

### 2.1 連邦法人所得税申告

内国歳入庁(IRS)の規定に基づき、すべての会社は課税所得の有無を問わず、暦年を課税年 度とした場合、毎年3月15日(LLC)または4月15日(株式会社)までに法人税申告書を提出 しなければなりません。法人税申告の期限は、9月15日(LLC)または10月15日(株式会社) まで延長することが可能です。ただし、会社は申告期限を延長しても、納税申告書の元の期限 内に(延期した期限を含まない)税金を納付しなければ、相応の罰金及び利息が発生します。

LLC は連邦所得税を申告する必要がありますが、納税する必要がありません。これは LLC が Pass-through entity(パススルー企業)であるからです。LLC は株式会社として確定申告をする ことができます。この場合、毎年連邦法人所得税を申告し、且つ相応の税金を納付する必要 があります。

# 2.2 オハイオ州法人所得税申告

オハイオ州は法人所得税を徴収しません。

# 2.3 オハイオ州商業活動税(Commerce Tax)申告

オハイオ州は、当該州に経営されている企業に対し商業活動税(Commercial Activitiy Tax, CAT)を徴収します。商業活動税の課税標準は企業の総収入です。年次申告の期限は当年の 5月10日です。会社は、オハイオ州における総収入が15万ドルを超えた場合、商業活動税が 課されます。商業活動税を納める必要がある会社は、オハイオ州税務部門に登録を行った後、 政府からの税番号及び納税頻度(四半期又は年次ごと)の通知を受け取ります。

商業活動税の税率は 0.26%ですが、課税総収入の最初の 100 万ドルは 0.26%の税率で税額を 計算することではありません。課税総収入の最初の 100 万ドルは年次ミニマム税(AMT)に基 づいて、つまり 150 ドルを納付します。年次ミニマム税は階層別で計算され、納税者はその商 業活動全体に応じる金額を支払います。詳細は下表をご参照ください。

課税総収入	年次ミニマム税(AMT)	商業活動税(CAT)
100 万ドル以下	150ドル	追加税額なし
100 万ドルを超え、かつ 200 万ド	800 ドル	0.26%x(課税総収入-100 万ド
ル以下	800 1.70	ル)
200 万ドルを超え、かつ 400 万ド	2,100ドル	0.26%x(課税総収入-100 万ド
ル以下	2,100   70	ル)
400 万ドルを超える	2,600 ドル	0.26%x(課税総収入-100 万ド
		ル)

### 3. 売上税

会社がオハイオ州において小売・卸売業者として商業活動を行い、または課税サービスを提供する 場合、当該会社はオハイオ州税務部門に登録しかつ売上税を支払わなければなりません。オハイ オ州において小売業者から購入した売上税を納付する必要がない商品を使用・保存またはその他 の方式で消耗する場合には、これらの商品に対し使用税を納付する必要があります。使用税はま た、オハイオ州消費者が州外からインターネット、電話またはメールを通じて商品を購入し、かつオ ハイオ州で使用する場合にも適用されます。

オハイオ州の売上税は州税(5.75%)、地方税及び発生可能なその他の地方税によって構成されま す。地方売上税の税率は各地区の状況によって異なります。

# 4. 給与税及び関連サービス

## 4.1 連邦給与税

オハイオ州で設立された会社は、米国に従業員を雇用し且つ給与を支払う場合、定期的に内 国歳入庁(IRS)に源泉徴収した給与税を報告しなければならず、かつ連邦納税預金要求 (Federal Tax Deposit Requirements)を満たすために税額の全額を授権銀行または金融機関 に振り込まなければなりません。会社は従業員の医療保険税(Social and Medicare)の雇用主 負担分および連邦失業保険税を申告・納付する必要もあります。

給与税の預金頻度は会社の税負担額によります。給与税の関連法規に違反し、または給与 税を意図的に納付しない雇用主は、刑事及び民事制裁を受けます。

#### 4.2 州給与税

オハイオ州で設立された会社は、州内で従業員を雇用し且つ給与を支払う場合、オハイオ州 政府に報告し、かつ雇用主登録を行わなければなりません。オハイオ州の雇用主は要求に従 って、従業員の給与から給与税を源泉徴収し、かつ定期的に関連部門に源泉徴収した税額を 報告・納付する責任があります。オハイオ州の雇用主はまた、従業員の失業保険税を負担す る必要もあります。

#### 4.3 外国人の米国源泉所得(U.S. Source Income)

内国歳入庁の関連規定に基づき、外国人の米国源泉所得は税金が天引きされる必要があり、 且つ源泉徴収義務者は源泉徴収した税額(もしあれば)を IRS に適時に報告しなければなりま せん。外国人の米国源泉所得は配当、利息、賃貸料及び年金などを含みます。啓源は、クラ イアント様が Form 1042、Form 1042-S、Form W-8BEN または政府機関に要求されるその他の フォームを準備・申告することに支援できます。

- (1) 外国人は米国源泉所得を得る場合、源泉徴収義務者に Form W-8BEN を提出し且つ税 金を支払わなければなりません。
- (2) Form 1042 とは、外国人の米国源泉所得の源泉徴収税額を報告することに使われます。
- (3) Form 1042-S は、外国人の米国源泉所得及び納税の情報が記載されるフォームです。

## 5. 海外(米国以外)の銀行及び金融口座の申告

オハイオ州会社は、米国外で海外金融口座を有する場合、外国金融口座報告書(FBAR)または特 定外国金融資産報告書(FATCA Form 8938)を提出することが必要かどうかを確認するために、毎 年口座の残高を査定しなければなりません。

金融口座とは、普通預金、定期預金、証券、仲介、貯蓄預金またはその他の形式の金融機関口座 などを含みますがこれらに限りません。海外金融口座は現金化できる年金、共同基金(Mutual Funds)または終身生命保険も含んでいます。

### 5.1 外国金融口座報告書(FBAR)

オハイオ州会社は、海外金融口座の合計金額が暦年中に 10,000 ドルを超える場合、毎年 FBAR を提出する義務があります。 FBAR は暦年終了後の 4月 15 日までに財務省に提出され なければなりません。

FBAR の提出が義務付けられるが、提出しない場合、10,000ドルの罰金が科されます。意図的 に条例に違反すると判定される場合、100,000 ドルまたは銀行口座残高の 50%のいずれか高 い方が罰金として科される可能性があります。

#### 5.2 特定外国金融資産報告書(FATCA Form 8938)

オハイオ州会社は、外国金融資産の年度末残高が 50,000 ドルを超える場合、特定外国金融 資産報告書(FATCA Form 8938)を毎年提出する義務があります。当該報告書は所得税申告 書とともに提出される必要があり、当該報告書の申告期限が所得税申告書と一致します(延期 も含む)。

特定外国金融資産報告書の提出が義務付けられるが、提出しない場合、10.000ドルの罰金が 科されます。IRS の通知を受け取っても申告していない場合、30 日ごとに 10,000ドルの罰金が 追加され、最高 60.000 ドルの罰金が科されます。情状が重い場合には、刑事罰が科せられる 可能性もあります。

# 6. 財務諸表

## 6.1 財務諸表

オハイオ州会社は、適切かつ正確な商業書類(財務諸表、銀行取引明細書及びインボイスな ど)を保存しなければなりません。注意すべき点としては、オハイオ州会社に対するその他の 報告要求があるかもしれません。例えば、会計記録及び財務諸表を適正に保存しない場合、 連邦所得税申告を行うことができません。この観点から、全ての会計記録を保存し且つ帳簿を 定期的に更新することをお勧めします。

#### 6.2 年次財務諸表監査

オハイオ州では、証券取引所に上場している上場会社を除く、その他のあらゆる会社は、株式 会社でも LLC でも会計監査人の任命が不要であり、年次財務諸表に対する監査も不要です。 上場会社は証券取引所の関連規則に従い、毎年米国証券取引委員会(SEC)に監査報告書 を提出しなければなりません。非上場会社は特定の状況(例えば、会社(借り手)が事業を合 理的に行っているかを確認するために、貸付人または銀行は会社(借り手)の監査報告書を要 求する場合)で年次財務諸表に対する監査を求めることがあります。

## 7. オハイオ州会社の年間維持費

上述の通り、オハイオ州の株式会社及び LLC は、オハイオ州の商法に従って経営しなければなり ません。会社はまた業種の特定要求によって、免許・許可証を州政府に申請する必要があるかもし れません。啓源の米国事務所は、専門的な公認会計士事務所であり、会計記帳、財務諸表監査、 税務申告、給与計算及び支払代行等のコンプライアンス及び業務支持サービスを全面的に提供し ています。オハイオ州会社の年間維持費については下表をご参考にしてください。

項目	サービス内容	サービス費用(USD)	
1	年次更新(登録代理人、登録住所を含む)(注 1)	毎年	900
2	ビジネスライセンス・許可証の更新(注2)	毎年	別途相談
3	連邦法人所得税とオハイオ州商業活動税の年次申告(注3)	毎回	800 から
4	給与税申告及び関連サービス(注 4)	別途相談	別途相談
5	海外(米国以外)銀行及び金融口座の申告(注 5)	毎年	200 から
6	財務諸表と特別監査(注 6)	毎年	2,000 から
7	会計記帳(注 7)	毎月	300 から

- 注 1: 啓源の年次更新サービス料は登録代理人、登録住所を含んでいますが、ビジネスライセン スの更新サービスを含んでいません。
- 注2: オハイオ州ビジネスライセンスを更新する時に、政府へサービス料を支払う必要があります。 啓源はその他の費用を別途請求しません。当該費用の実際金額は、会社のオハイオ州に おける運営場所の数量によります。
- 注 3: 連邦所得税及びオハイオ州商業活動税の申告サービス費用は、会社のビジネスモデル及 び財務諸表の複雑性によります。当事務所は、オハイオ州会社の会計帳簿をレビューした 後、正確な見積もりを出します。
- 注 4: 給与税申告及び関連サービス費用は、従業員数及び給与の支払い頻度によって異なります。
- 注 5: FBAR 申告のサービス費用は、申告する金融口座の数量によります。口座数が3つ以内の場合、費用は200ドルです。口座数が3つを超える場合には、1口座増すごとに50ドルを加算します。
- 注 6: 年次財務諸表監査サービス費用は、会社のビジネスモデル、財務状況の複雑性及び資産 の種類及び金額によって異なります。当事務所は、オハイオ州会社の会計帳簿及び財務 諸表をレビューした後、正確な見積もりを出します。財務諸表監査以外に、当事務所は特 別監査及びレビューサービスも提供しています。
- 注 7: 会計記帳サービス費用は、取引回数によって異なります。月次更新以外に、当事務所はオハイオ州会社に四半期又は年次ごとの記帳代行サービスを提供することができます。また、英語以外の言語で作成した財務諸表も提供できます。



もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com, 固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614 ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com